○総務省令第十六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項及び附則第十三条第一項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十九日

総務大臣　山本　早苗

地方団体に対して交付すべき平成二十六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令

地方団体に対して交付すべき平成二十六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十六年総務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　特定被災地方公共団体である市町村について、平成二十五年度の情報通信利用環境整備推進交付金を受けて施行する当該市町村の復興計画に基づく事業に要する経費のうち、当該市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額

第三条第一項中「の合算額」の下に「に、別表三の項に掲げる平成二十六年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額を加える。

別表に次の一号を加える。

三	（一）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による負担金
	（二）	公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
	（三）	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第六号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条、第六条第四項、第八条第一項及び第十七条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十九日

文部科学大臣　下村　博文

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「並びに各年度の全ての就学支援金を支給したとき」を削る。

第十条第二項中「様式第四号」を「様式第一号」に改める。

第十三条中「様式第五号」を「様式第四号」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第３条第１項、第10条第２項並びに第11条第１項及び第２項関係）

平成　年　月　日

殿

高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書
高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書
高等学校等就学支援金の支給に関して，保護者等の収入の状況に関する事項について，届け出ます。

（該当する□にレ印を付けてください。）

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	昭和 平成　年　月　日
生徒の住所	〒 都道 府県　市区 町村
保護者等の連絡先	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要。）

①現在の学校の在学期間	学校名 立	平成　年　月　日 ～ （うち支給停止期間等） 平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日 （うち支給停止期間等） 平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	学校の種類・課程・学科